

埼玉県公安委員会告示第81号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和8年4月20日

埼玉県公安委員会委員長 佐藤久仁恵

1 講習に係る警備業務の区分及び講習の種別

4号警備業務（法第2条第1項第4号に規定する警備業務をいう。以下同じ。）の新規取得講習（法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習をいう。以下同じ。）及び追加取得講習（受講する警備業務の区分以外の修了証明書の交付を受けている者に対する講習をいう。以下同じ。）

2 講習の受講定員及び実施期日

講習の種別	受講定員	実施期日
新規取得講習	15人	令和8年6月15日（月）から6月19日（金）までの5日間
追加取得講習	30人	令和8年6月18日（木）及び6月19日（金）の2日間

3 修了考査

(1) 新規取得講習

令和8年6月19日（金）午後3時から午後4時40分までの間

(2) 追加取得講習

令和8年6月19日（金）午後3時から午後3時35分までの間

4 講習及び修了考査実施場所

埼玉県川越市大字木野目1267番地1

一般社団法人埼玉県警備業協会総合センター

5 講習対象者

(1) 新規取得講習

最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 追加取得講習

受講申込みを行う日において、4号警備業務以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の交付を受けている者であって、前記(1)に該当するもの

6 講習申込手続

(1) 事前申込方法

受講を希望する者は、受講申込書等の提出に先立って必ず本人が埼玉県警察本部生活安全全部保安課（受付専用電話048-834-7977又は048-834-7978）宛て事前申込みを行い、受理番号を取得すること（代理人による申込み及び受付専用電話以外での申込みは受け付けない。）。

(2) 事前申込日時

ア 新規取得講習（午後受付）

令和8年6月4日（木）午後1時から午後5時までの間とし、定員になり次第締め切る。

イ 追加取得講習（午前受付）

令和8年6月4日（木）午前9時30分から正午までの間とし、定員になり次第締め切る。

7 受講申込書等の提出

(1) 提出場所

埼玉県川越市大字木野目1267番地1  
一般社団法人埼玉県警備業協会総合センター

(2) 提出日時及び提出方法

令和8年6月11日（木）午前9時30分から午後3時までの間（午後零時から午後1時までの間を除く。）に前記(1)の提出場所において直接提出することとし、郵送等による提出及び前記6による事前申込みを行っていない者による提出は認めない。

(3) 提出書類

ア 新規取得講習

(7) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼付したもの） 1通

(イ) 講習対象者に該当することを疎明する書面

a 警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等が作成した書面

b 履歴書

イ 追加取得講習

(7) 受講申込書（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼付したもの） 1通

(イ) 4号警備業務以外の警備業務の区分に係る資格者証の写し又は修了証明書の写し

(ウ) 講習対象者に該当することを疎明する前記ア(イ)に規定する書面

## 8 講習手数料の納付方法

受講申込書提出の際、新規取得講習にあつては34,000円、追加取得講習にあつては10,000円の手数料を、原則としてキャッシュレス決済の方法により納付すること。

なお、納付した講習手数料は返還しない。

## 9 講習実施時間等

(1) 受付日時

ア 新規取得講習

令和8年6月15日（月）午前8時30分から午前8時45分までの間

イ 追加取得講習

令和8年6月18日（木）午前11時35分から午前11時50分までの間

(2) 講習実施時間

実施日	新規取得講習	追加取得講習
令和8年6月15日（月）	午前9時～午後4時30分	
令和8年6月16日（火）		
令和8年6月17日（水）		
令和8年6月18日（木）	午前9時～午後5時30分	午後零時40分～午後5時30分
令和8年6月19日（金）	午前9時～午後2時30分	午前9時～午後2時30分

## 10 警備業務従事期間の基準

警備業務の従事期間については、受講申込書提出日を基準とする。

## 11 照会先

埼玉県警察本部生活安全部保安課（電話048-832-0110（内線3203又は3469））